

登記に関する手続一覧表

登記を必要とする場合	登記事項	申請すべき期間	申請人
1 設立の場合（法第52条）	1 目的（法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。） 2 名称 3 事務所の所在場所 4 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別 5 基本財産がある場合には、その総額 6 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 7 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る法第23条第1号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項 8 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由 9 公告の方法	認証書の交付を受けた日から2週間以内	代表役員又はその代務者
2 規則変更の場合（法第53条）	変更事項	変更のときから2週間以内	同上
3 他の登記所の管轄区域内への主たる事務所移転の場合（法第54条） イ 旧所在地において ロ 新所在地において	移転の事実 設立の場合の登記事項	移転したときから2週間以内	同上
4 合併の場合（法第56条、法第61条） イ 合併後存続する宗教法人について	合併の事実、変更事項	認証書の交付を受けた日から、主たる事務所	同上

ロ 合併によって解散する宗教法人について ハ 合併によって設立する宗教法人について	解散の事実 設立の場合の登記事項	の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内（ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、法第59条第2項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限る（法第61条ただし書））	
5 解散の場合（法第57条） イ 任意解散の場合（法第43条第1項） ロ 解散事由の生じた場合（法第43条第2項）	解散の事実 解散の事由と事実	認証書の交付を受けた日又は解散事由発生の日から2週間以内	清算人
6 清算終了の場合（法第58条、法第61条）	清算終了の事実	清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内、従たる事務所の所在地においては3週間以内	同上
7 従たる事務所の所在地における登記（法第59条） イ 設立に際して従たる事務所を設けた場合 ロ 合併に際して従たる事務所を設けた場合 ハ 法人成立後に従たる事務所を設けた場合	1 名称 2 主たる事務所の所在場所 3 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所	設立登記の日から2週間以内 認証書の交付を受けた日から3週間以内 従たる事務所を設けた日から3週間以内	代表役員又はその代務者
8 他の登記所の管轄区域内への従たる事務所移転の場合（法第60条） イ 旧所在地において ロ 新所在地において	移転の事実 法第59条第2項各号に掲げる事項	移転したときから3週間以内 移転したときから4週間以内	同上
9 登記に錯誤又は遺漏	登記事項の更正	任意の申請による	同上

がある場合（法第65条で準用する商業登記法第132条）			
10 登記の抹消を行う場合（法第65条で準用する商業登記法第134条）	抹消する登記事項	任意の申請による	同上
11 礼拝用建物及び敷地の場合（法第66条、第69～第70条）			同上
イ 礼拝の用に供する建物の場合	当該宗教法人において礼拝の用に供するものである旨	任意の申請による	
ロ イの建物がその用途廃止による場合	登記事項の抹消	用に供せられないことになったとき遅滞なく	
ハ イの建物の敷地の場合	当該宗教法人において礼拝の用に供する建物の敷地である旨	任意の申請による	
ニ ハの敷地がその用に供する建物の敷地でなくなった場合	登記事項の抹消	用に供しないことになったとき遅滞なく	